1. 履行場所

北海道運輸局札幌運輸支局及び北海道検査部

2. 契約期間

令和7年4月1日~令和8年3月31日

3. 清掃業務の範囲

清掃区分	床の種類	場所	階 層	面積 (m²)	備考
	弾性床材	玄関(正面入口)・待合室、 階段、廊下、来客用便所、男 子・女子便所、下足室、給湯 室	1	325. 56	来客用便所(多目的):大便器1 来客用便所(男子):大便器2、小便器5 来客用便所(女子):大便器2 男子便所:大便器2、小便器2 女子便所:大便器2
日常清	7年1王/八7/7	聴聞室、会議室、男子更衣 室、ミーティングルーム、階 段、廊下、給湯室、男子・女 子便所	2	239. 93	男子便所:小便器2、大便器2 女子便所:大便器2
掃	カーペット	事務室(登録担当、検査整備 保安担当、北海道検査部)	1	389. 45	
	ガーヘット	事務室(支局長室、検査部長室、総務・輸送担当)、男子 休憩室、女子休憩室	2	207. 63	
	弾性床材	待合室、来客用便所	1	248. 93	5、8、11、2月
		廊下、給湯室	1	13. 00	8月
		聴聞室、会議室、ミーティン グルーム、階段、廊下、給湯 室	2	196. 79	8月
特別清掃	空調吹出	事務室(登録担当、検査整備 保安担当、北海道検査部)、 待合室、給湯室、来客用階段 踊り場、男子・女子便所	1		5月、11月
掃	口、空調吸 込口、換気 扇吸込口、	事務室(支局長室、検査部長室、総務・輸送担当)、会議室、総閉室、書庫、男子更衣室、ミーティングルーム、男子・女子休憩室、原下、給湯室、男子・女子便所	2		5月、11月
	空調フィル ター	機械室	1		5、8、11、2月

4. 業務仕様

受注者は業務遂行のため、常に適正な人員を配置し、次の業務を完全に実施するものとする。

(1) 日常清掃

① 清掃

特別な場合を除き、土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始の休日を除く毎日とし、別紙 1に記す作業内容に基づき実施すること。

② 門扉開門 (正門3カ所・通用門2カ所) 各門は午前7時30分に開門すること。 (平日のみ)

- (2) 特別清掃
- ① 清掃

原則として土、日曜、祝日等の閉庁日に別紙2に記す作業内容に基づき実施すること。

5. 作業時間

(1) 日常清掃

原則として午前5時00分から午前8時00分までとする。ただし、待合室、来客用 便所、事務室は午前5時00分から午前8時00分までとする。

(2) 特別清掃

監督職員と打合せのうえ決定するものとする。

6. 経費負担

受注者は、清掃業務に必要な次の経費を負担するものとする。

- (1) 清掃業務に必要な機械器具類及び消耗品に要する経費。
- (2) その他清掃業務に附帯する経費。

7. 電気等の節約

電気、水道または温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

8. ゴミ処理

- (1) ゴミは一般ゴミ(資源ゴミ・粗大ゴミ・一般ゴミ)と再生可能品(飲料缶・飲料ビン・ペットボトル)とに分別しダストボックスに入れること。
- (2) 産業廃棄物は各々(廃プラスチック類・金属類(空き缶類含む)・ガラス類・バッテリー・乾電池・直管蛍光灯・その他蛍光灯・空き缶4%以上)分別しダストボックスに入れること。
- (3) 庁舎周辺(特に正面玄関前のゴミ、吸い殻)、駐車場の目につく金属類、一般ゴミ等 を分別しダストボックスに入れること。

9. その他

- (1) 日常清掃にあっては、作業終了後、別紙3により監督職員に報告すること。
- (2) 清掃実施に当たっては、善良な管理者の注意をもって誠実にこれを行い、特に毎日行 う日常清掃においては、職員の出勤及び来客等の通行に支障のないように注意すること。 また、騒音等正常な業務運営に支障を及ぼさないように配慮すること。
- (3) 受注者は作業従事者の使用者として、労働関係法令を遵守し、作業従事者に対して適切な指揮監督等を行うこと。
- (4) 受注者及び作業従事者は業務に関して知り得た情報は絶対に漏らさないこと。
- (5) 清掃作業に関しこの仕様書に定めのない事項については、委託者および監督職員の指示によること。
- (6) 作業にかかる消耗品・備品・用具等の費用については、管理費としてその費用に含む ものとする。

別紙 1

(1) 日 常 清 掃 作 業 内 容

	作業箇所	作業内容	作業要領	作業回数
	1 玄 関	はき、拭き清掃	(1) 箒及び化学処理モップを用い	1/日
			て、床の土・砂・ほこり・煙草	
			の吸い殻を取り除く。床の汚れ	
	玄関		の激しい時は、水拭きまたは中	
共			性洗剤を用いて拭きとること。	
		紙くず等処理	(2)紙くず入れ等の内容物を処理	1/目
	待合室		する。	
			(3)出入口の戸、ガラスを拭く。	1/週
			(4)裏玄関の靴洗場のゴミ処理。	1/目
			(5)床マットの土・ほこりを取り除	1/週
			< ∘	
		正面玄関外のゴミ収集	(6)正面玄関外及び付近緑地帯並	随 時
			びに正面玄関外から確認できる	
用			範囲での構内のゴミ、吸い殻、	
713			封印冠の収集	
	2 各階廊下	はき、拭き清掃	(1) 箒及び化学処理モップを用い	1/日
			て、床の土・砂・ほこりを取り	
			除く。床の汚れの激しい時は、	
			水拭きまたは中性洗剤を用いて	
			拭きとること。	
		紙くず等処理	(2)玄関と同様	1/目
		手すり拭き	(3)手すりを拭き掃除する。	1/週
部	3 各階便所	はき、拭き清掃	(1)床をはき、水拭きをする。汚れ	1/目
цρ			の激しいところは、中性洗剤を	
			用いて拭きとる。	
		紙くず等処理	(2)玄関と同様	1/日
		衛生器具の清掃	(3)衛生陶器類を適正洗剤で洗浄	1/目
			する。	,
		洗面台等の清掃	(4)洗面台、ジェットタオルを清掃	1/目
)	し、鏡を拭く。	H
		海 物 処 理	(5) 汚物を処理する。	随時
		衛生消耗品補給	(6)トイレットペーパー、石けん液、	随時
分	A B THE 4A VE C→), 1	尿石防止剤を補給。(購入は支局)	1 / 🗆
	4 各階給湯室	はき、拭き清掃	(1) 各階便所と同様	1/日
		紙くず等処理	(2)玄関と同様	1/日
		茶がら処理	(3)茶殻を処理し、容器を洗う。	1/日
-	1 夕账事效完	流し台等の清掃	(4)流し台とその周辺を清掃する。	1/日
専	1 各階事務室	はき、拭き清掃	(1) 箒及び電気掃除機を用いて、 床の土・砂・ほこりを取り	2/週
用	東 敦 宏			
	事務室		く。床の汚れの激しい時は、水 拭きまたは中性洗剤を用いて拭	
部	外来等各室 その他		拭さまだは甲性疣剤を用いて拭 きとること。	
分		新 ノ チ 安 hn コ	(2)玄関と同様	1 / 🗆
		紙くず等処理	(4) 公) (1) (1)	1/目

別紙 2

		(2)	特		別	清	掃		作	業	内	容	
		作業箇所			作業	内 容			,	作業	要領		作業回数
共	1	待合室及び来客	什	器	• 備	品の	移 動		(1)記載台	、長椅子	- 等を移動	する。	4/年
		用便所	ゴ	3	なと	どの「	除 去		(2)必要に	応じて掮	掃除機など	でゴ	(清掃月)
									ミを取り	除く。			5月、8月、
			剥		離	洗	浄		(3) 適正洗	剤を用レ	ヽて、ポリ	ッシ	11月、2月
									ヤーで汚れ	れを除去	まする。		
			ワ	ツ	ク	ス 道	を 布		(4)樹脂ワ	ックス箋	を布と乾燥	を2	
									回おこな	う。			
			什	器	• 備	品の	設 置		(5)乾燥後、	、記載台	1、長椅子	等を	
									元の位置				
	2	階段	什	器	• 備	品の	移動		(1)テーブ	ル、椅子	子等を移動	する。	1/年
		職員用玄関付近廊下	ゴ	3	なと	ご の	除 去		(2)必要に		帯除機など	でゴ	(清掃月)
用		2階廊下	⊒ .i		动件	\/ -	\.\.\.		ミを取り		1211	3.4	8月
		会議室・聴聞室 給湯室	剥		離	洗	浄		(3)適正洗			ツン	
		ミーティングルーム	ワ	ツ	ク	ス 道	金 布		(4)樹脂ワ			を2	
									回おこな				
			什	器	•	品の	設 置		(5) 乾燥後 元の位置		プル、椅子	等を	
	3	一階事務室	空記	周吹出	口・空	調吸込口	<u> </u>		(1)ゴミな		:(掃除機例		2/年
		待合室	換象	1. 扇吸	:込口				(2)水拭き	または中			(清掃月)
		一階給湯室				合室、一門			拭きとるこ	と。			5月、11月
		来客用階段踊り場 一階男子・女子便所		多用陷 女子便		場、一階	i 男士悝	.PT					
		二階事務室	۔	~ J IX	.///								
部		支局長室											
		会議室聴聞室											
		二階書庫											
		男子更衣室											
		ミーティングルーム											
		男子・女子休憩室 二階廊下											
		二階給湯室											
		二階男子・女子便所											
	4	機械室	空調	周フィ	ルター	-			フィルター			のみ	4/年
									(1)ゴミな (2)水洗い	とのぼせ	\$		(清掃月) 5月、8月、
									※フィルタ	' -2枚の	內人機器	側は清掃	
分									不可				

別紙3 日常清掃作業報告書

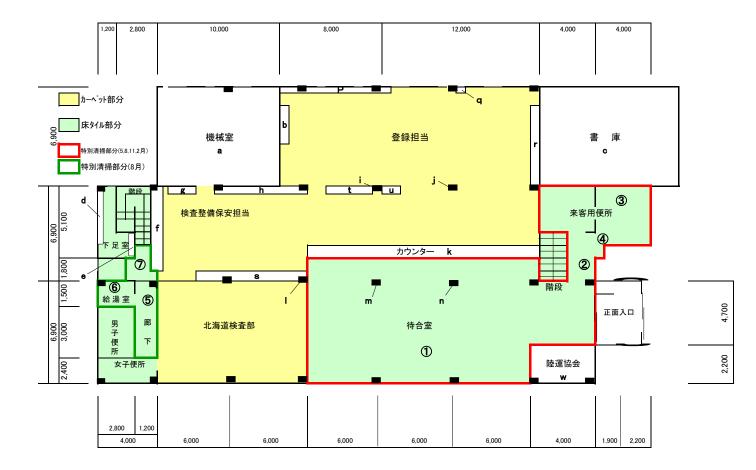
対象施設:北海道札幌運輸支局及び北海道検査部

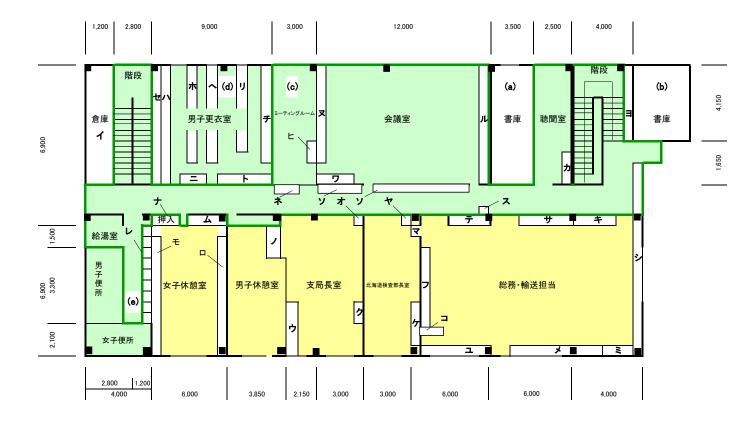
作業年月日: 年 月 日()曜日、 作業時間 : ~ :

作業員氏名:

	作業箇所	作業内容	作業要領	作業回数	点検	実施
	1 玄 関	はき、拭き清掃	(1) 箒及び化学処理モップを用い	1/日		
			て、床の土・砂・ほこり・煙草			
			の吸い殻を取り除く。床の汚れ			
	玄関		の激しい時は、水拭きまたは中			
			性洗剤を用いて拭きとること。			
共		紙くず等処理	(2)紙くず入れ等の内容物を処理	1/目		
	待合室		する。			
			(3)出入口の戸、ガラスを拭く。	1/週		
			(4) 裏玄関の靴洗場のゴミ処理。	1/日		
			(5)床マットの土・ほこりを取り除	1/週		
			< ∘			
		正面玄関外のゴミ収集	(6) 正面玄関外及び付近緑地帯並	随時		
			びに正面玄関外から確認できる			
ш.			範囲での構内のゴミ、吸い殻、			
用			封印冠の収集			
	2 各階廊下	はき、拭き清掃	(1)箒及び化学処理モップを用い	1/目		
			て、床の土・砂・ほこりを取り			
			除く。床の汚れの激しい時は、			
			水拭きまたは中性洗剤を用いて			
			拭きとること。			
		紙くず等処理	(2)玄関と同様	1/目		
		手すり拭き	(3)手すりを拭き掃除する。	1/週		
部	3 各階便所	はき、拭き清掃	(1)床をはき、水拭きをする。 汚れ	1/目		
			の激しいところは、中性洗剤を			
			用いて拭きとる。			
		紙くず等処理	(2)玄関と同様	1/目		
		衛生器具の清掃	(3)衛生陶器類を適正洗剤で洗浄	1/目		
			する。	,		
		洗面台等の清掃	(4) 洗面台、ジェットタオルを清掃	1/日		
		NT 11. 15	し、鏡を拭く。	The sale		
		汚 物 処 理	(5) 汚物を処理する。	随時		
分		衛生消耗品補給	(6)トイレットペーパー、石けん液、	随時		
	4 夕 形的 一)ユ チ -	尿石防止剤を補給。(購入は支局)	1 / 11		
	4 各階給湯室	はき、拭き清掃	(1)各階便所と同様 (2)玄関と同様	1/目		
		紙くず等処理		1/日		
		茶がら処理		1/目		
-	1 各階事務室	はき、拭き清掃	(4)流し台とその周辺を清掃する。 (1)箒及び電気掃除機を用いて、	1/日2/週		
専	1 竹門事物里	はら、込みは用畑	床の土・砂・ほこりを取り	4/旭		
ш.	事務室		く。床の汚れの激しい時は、水			
用	外来等各室		大。床の行れの傲しい時は、ホ 拭きまたは中性洗剤を用いて拭			
部	その他		あさまたは中性ル州を用いて抵 きとること。			
^		紙 く ず 築 処 理	(2)玄関と同様	1 /日		
ガ				1/ H		
分		紙くず等処理	(2) 幺関と同様	1/目		

特記事項	(汚れがひどいなどで特別におこなった作業、	不具合簡所などを記入)		
17 110 7 1	(1340% 0 6			
		*\d\:==\-\-\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
		※特記事項がなければ、「	なし」	と記人。





清掃面積積算根拠

《日常清掃/弾性床材》

《口吊》	消佈/弹性体外》						
1F	全体面積	343.990	m [*]	2F	全体面積	323.570	m²
	除外面積				除外面積		
	d	2.016	m [*]		1	6.120	m³
	е	0.810	m [*]				m³
	m	0.403	m [*]		/\	2.652	m³
	n	0.403	m²		=	1.092	m ^²
	a	14.800	m [*]		木	4.066	m³
	除外面積計	18.432	m²	_	^	2.704	m [‡]
					۲	2.049	m [‡]
					チ	2.116	m³
	1F全体面積	343.990	m²		IJ	2.163	m [‡]
	1F除外面積	-18.432	m [*]		ヌ	1.876	m³
		325.558	m [*]		ル	2.784	m³
	小数点第3位切り上げ	325.560	m [*]		ワ	0.920	m³
	2F全体面積	323.570	m [*]	_	カ	0.744	m³
	2F除外面積	-83.640	m [*]		3	3.570	m³
		239.930	m [*]				m³
	小数点第3位切り上げ	239.930	m [*]		レ	1.368	m ^²
	清掃面積合計	565.490	m [*]		ソ	2.189	m³
					۲	0.870	m ^²
					セ	2.116	m [‡]
					ス	0.441	m [‡]
					ソ	1.120	m [‡]
					ネ	0.560	m³
					(a)	17.850	m³
					(b)	24.270	m³
					除外面積詞	th 83.640	m²

《日常清掃/カーペット》

1F	全体面積	422.030	m²	2F	全体面積	234.600	m [*]
	除外面積				除外面積		
	b	1.920	m²		ナ	1.800	m ^²
	f	2.496	m²		ム	1.800	m¹
	g	1.584	m²		ウ	0.475	m ^²
	h	2.880	m²		/	1.980	m¹
	i	0.403	m²		才	0.960	m¹
	j	0.403	m²		ク	0.413	m¹
	k	8.909	m²		ヤ	0.360	m³
	I	0.403	m²		マ	0.280	m³
	р	3.871	m²		ケ	0.560	m¹
	q	0.312	m²		フ	0.635	m¹
	r	3.216	m²		⊐	0.662	m¹
	s	4.320	m²		テ	1.251	m¹
	t	1.248	m²		サ	1.368	m¹
	u	0.624	m²		+	0.836	m ^²
	除外面積計	32.589	m		ュ	1.080	m¹
					メ	2.400	m¹
					3	1.060	m¹
	1F全体面積	422.030	m²		シ	3.600	m¹
	1F除外面積	-32.589	m³			2.694	m³
		389.441	m²		Ŧ	2.756	m³
	小数点第3位切り上げ	389.450	m³	除外	面積計	26.970	m ^²
	2F全体面積	234.600	m ^²	_			
	2F除外面積	-26.970	m²				
		207.630	m²				
	小数点第3位切り上げ	207.630	m²	_			
	清掃面積合計	597.080	m²	_			

《特別清掃/弾性床材》(5、8、11、2月)

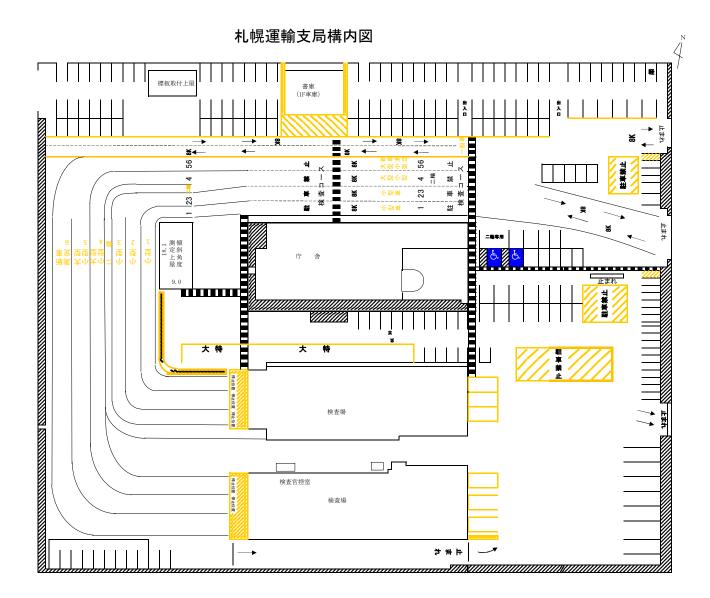
1F待合室等

全体面積

1	170.26	m ^²
2	55.20	m³
3	20.65	m¹
4	2.82	m²
全体面積計	248.93	m¹

《特別清掃/弾性床材》(8月)

1F西側出入口等			2F	全体面積	323.570	m³
全体面積				除外面積		
				1	6.120	m²
(5)	5.100	m ^²		ヌ	1.876	m²
6	4.200	m ^²		ル	2.784	m²
7	3.700	m ^²		ワ	0.920	m²
全体面積計	13.000	m [†]		カ	0.744	m²
				3	3.570	m
				٤	0.870	m²
				レ	1.368	m
				ソ	2.189	m
				ス	0.441	m²
				ソ	1.120	m²
				ネ	0.560	m
				(a)	17.850	m²
1F全体面積	13.000	m³		(b)	24.270	m³
2F全体面積	323.570	m ^²				m³
2F除外面積	-126.782	m [‡]		(d)	62.100	m
	196.788	m ^²				m³
小数点第3位切り上げ	196.790	m³		除外面積計	126.782	m
清掃面積合計	209.790	m ^²				



1. 履行場所

北海道運輸局函館運輸支局及び北海道検査部函館事務所 函館市西桔梗町555番24

2. 契約期間

令和7年4月1日~令和8年3月31日

3. 業務仕様

請負人は業務遂行のため、常に適正な人員を配置し、次の業務を完全に実施するものとする。

(1) 清掃の場所及び清掃方法

清掃の場所及び清掃方法は別紙1のとおりとする。

(2) 清掃回数

特別な場合を除き、土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始の休日を除く毎日とする。

(3) 清掃除外箇所

以下のとおりとする。

1階・・・・ 書庫、機械室、下足室、車庫

2階 ・・・・ 男子休憩室、女子休憩室、浴室、倉庫

(4) 作業報告

日常清掃作業終了後、別紙2を記入し監督職員に提出すること。

4. 作業時間

- (1) 作業は一日3時間程度とする。ただし、執務室および客溜まりに関しては勤務時間 開始の午前8時30分までに終わらせること。
- (2) 作業は、効率的、かつ迅速に行い、粗雑にならないようにするものとする。

5. 経費負担

請負者は、清掃業務に必要な次の経費を負担するものとする。

- (1) 清掃業務に必要な機械器具類及び消耗品に要する経費。
- (2) その他清掃業務に附帯する経費。

6. 利用可能物件等

この契約において、請負者に無償で利用させる施設及び利用物件等は以下のとおりとする。

- (1) 水道施設 一式
- (2) 電気施設 一式
- (3) 給湯施設 一式
- (4) トイレットペーパーおよび石鹸水は発注者から手交する。

7. 電気等の節約

電気、水道または温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

8. その他

- (1) 受注者は作業従事者の使用者として、労働関係法令を遵守し、作業従事者に対して適切な指揮監督等を行うこと。
- (2) 受注者及び作業従事者は業務に関して知り得た情報は絶対に漏らさないこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定める。

日常清掃業務作業内容書

	作	業箇所	作業内容		作業要領	作業回数
1	支局县	長室	はき、拭き掃除	1.	掃除機による塵埃除去	1/日
2	1 階	事務室	はき、拭き掃除	1.	掃除機による塵埃除去	1/目
		聴聞室		2.	適性洗剤等を使用しての床面汚れ除去	1/日
		廊下	ちりはらい	3.	壁の塵払い	1/日
		階段下	分別ゴミ処理	4.	分別ゴミの排出	1/日
	2 階	会議室				
		更衣室				
		廊下				
		階段				
3	玄関原	虱除室	はき、拭き掃除	1.	掃除機による塵埃除去	1/日
	待合石	ホール		2.	適性洗剤等を使用しての床面汚れ除去	1/日
				3.	清水モップによる水拭き	1/日
			紙くず等処理	4.	内容物を取り捨てた後容器をふきあげて元に復	1/日
					する	
			出入口等の清掃	5.	ガラス戸は適正洗剤等で汚れを除去し乾布仕上	1/日
4	1 階	来客用トイレ	はき、拭き掃除	1.	箒による掃き掃除	1/日
		職員用トイレ		2.	清水モップによる水拭き	1/目
	2階	職員用トイレ	衛生器具の清掃	3.	便器・手洗い・鏡・金属部分の適正洗剤等によ	1/目
					る汚れ除去	
				4.	来客用トイレ設置のジェットタオルの水受け	1/目
					トレイの水洗い	
			塵埃処理	5.	塵埃を処理する	1/目
			衛生消耗品補給	6.	トイレットペーパー、水石けんを補給	1/目

日常清掃業務作業報告書

対象施設:	-	化海道運輸局	豖館運輸支后	及び	:北海道ホ	金香部爾	館事	務所
71 2N N E E .			-1 MD (T) 111 / 17			7 1 1 1 1 1	ムローナ	コンコノンコ

作業年月日: 年 月 日()曜日、 作業時間 : ~ :

作業員氏名:

	作業箇所	作業内容	作業要領	作業回数	実施
1	支局長室	はき、拭き掃除	1. 掃除機による塵埃除去	1/日	
		ちりはらい	2. 壁の塵払い	1/目	
2	1階 事務室	はき、拭き掃除	1. 掃除機による塵埃除去	1/日	
	聴聞室		2. 適性洗剤等を使用しての床面汚れ除去	1/目	
	廊下	ちりはらい	3. 壁の塵払い	1/目	
	階段下	分別ゴミ処理	4. 分別ゴミの排出	1/目	
	2階 会議室				
	更衣室				
	廊下				
	階段				
3	玄関風除室	はき、拭き掃除	1. 掃除機による塵埃除去	1/目	
	待合ホール		2. 適性洗剤等を使用しての床面汚れ除去	1/目	
			3. 清水モップによる水拭き	1/目	
		紙くず等処理	4. 内容物を取り捨てた後容器をふきあげて元に復	1/目	
			する		
		出入口等の清掃	5. ガラス戸は適正洗剤等で汚れを除去し乾布仕上	1/目	
4	1階 来客用トイレ	はき、拭き掃除	1. 箒による掃き掃除	1/目	
	職員用トイレ		2. 清水モップによる水拭き	1/目	
	2階 職員用トイレ	衛生器具の清掃	3. 便器・手洗い・鏡・金属部分の適正洗剤等によ	1/目	
			る汚れ除去		
			4. 来客用トイレ設置のジェットタオルの水受け	1/目	
			トレイの水洗い		
		塵埃処理	5. 塵埃を処理する	1/目	
		衛生消耗品補給	6. トイレットペーパー、水石けんを補給	1/目	

※行った作業の「実施」欄にレ点をつけること。

【特記事項】※特記事項がなければ、	「なし」と記入。

函館運輸支局清掃面積

カーペット部分清掃面積	446.83 m [*]
弹性床材部分 清掃面積	324.30 m ²

{積算内訳}

【カーペット】

1階

〇支局長室

面積	7.43 m	×	4.60 m =	34.11 m ²
	2.73 m	×	1.61 m =	4.40 m ²
				38.51 m ²

〇事務室

面積

(陸事分)	12.40 m	×	18.60 m =	230.64 m ²
(海事分)	6.05 m	×	19.48 m =	117.85 m ²
合計面積				348.49 m ²

〇聴聞室

面積	6.05 m	×	6.20 m =	37.51 m i	
	3.60 m	×	6.20 m =	22.32 m ²	(旧 次長室)
				59.83 m ²	

2階

該当箇所なし

カーペット総清掃面積 446.83 m ²

【弾性床材】

1階

〇待合ホール

面積	12.58	m	×	6.20 m	=	78.00	m
	6.38	m	×	0.88 m	=	5.61	m²
						83.61	m²

〇風除室

面積 3.00 m × 4.40 m = 13.20 ㎡

〇来客用トイレ

面積 7.65 m × 6.20 m = 47.43 m²

○職員用玄関・職員用トイレ・給湯室・ホール・階段下

面積 7.65 m × 6.20 m = 47.43 m²

2階

〇会議室

面積 7.65 m × 6.56 m = 50.18 m²

〇ホール・階段

面積 5.12 m × 5.62 m = 28.77 ㎡

○職員用トイレ・給湯室

面積 3.33 m × 6.20 m = 20.64 m²

〇廊下

面積 1.80 m × 12.62 m = 22.72 ㎡

〇更衣室

面積 3.33 m × 3.10 m = 10.32 m²

弾性床材総清掃面積 324.30 ㎡

1. 履行場所

北海道運輸局旭川運輸支局及び北海道検査部旭川事務所 旭川市春光町10番地1

2. 契約期間

令和7年4月1日~令和8年3月31日

3. 業務仕様

請負人は業務遂行のため、常に適正な人員を配置し、次の業務を完全に実施するものとする。

(1) 清掃の場所及び清掃方法

清掃の場所及び清掃方法は別紙1のとおりとする。

(2) 清掃回数

特別な場合を除き、土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始の休日を除く月曜日・水曜日・ 金曜日の午前中とする。

(3) 清掃にあたっての注意事項

清掃業務の実施にあたっては、発注者の特殊設備・備品等物件の滅失・毀損に十分注意 して清掃するものとする。

(4) 作業報告

日常清掃作業終了後、別紙2を記入し監督職員に提出すること。

4. 作業時間

- (1) 原則として午前7時00分から午前11時00分までの間とする。ただし、待合室、 事務室は午前8時30分までに作業すること。
- (2) 作業は、効率的、かつ迅速に行い、粗雑にならないようにするものとする。 なお、清掃は業務に支障を及ぼさないよう実施するものとする。

5. 経費負担

請負者は、清掃業務に必要な次の経費を負担するものとする。

- (1) 清掃業務に必要な機械器具類及び消耗品に要する経費。
- (2) その他清掃業務に附帯する経費。
- 6. 利用可能物件等

この契約において、請負者に無償で利用させる施設及び利用物件等は以下のとおりとする。

- (1) 水道施設 一式
- (2) 電気施設 一式
- (3) 給湯施設 一式
- (4)トイレットペーパーおよび石鹸水は発注者から手交する。

7. 電気等の節約

電気、水道または温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

8. その他

- (1) 受注者は作業従事者の使用者として、労働関係法令を遵守し、作業従事者に対して適切な指揮監督等を行うこと。
- (2) 受注者及び作業従事者は業務に関して知り得た情報は絶対に漏らさないこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定める。

日常清掃業務作業内容書

	作業箇所	作業内容	作業要領	作業回数
1	玄関ホール	はき、拭き掃除	1. 自在ホーキによる掃き掃除	1回/日
	玄関ポーチ		2. 真空掃除機による吸塵作業	1回/日
	待合室		3. 適正洗剤等を使用しての床面の汚れ除去	1回/日
			4. 清水モップによる水ぶき	1回/日
		金属磨き	5. 金属部分は適正洗剤等を使用しての艶出し磨き	1回/日
		紙くず等処理	6. 紙くず入れ等の内容物を処理する。	1回/日
		出入口等の清掃	7. ガラス戸は適正洗剤等で汚れを除去し乾布仕上	1回/日
		マット清掃	8. 床マットの土・ほこりを取り除く。	1回/日
2	階段	はき、拭き掃除	1. 自在ホーキによる掃き掃除	1回/日
	廊下		2. 真空掃除機による吸塵作業	1回/日
			3. 適正洗剤等を使用しての床面の汚れ除去	1回/日
			4. 階段手摺のふき上げ	1回/日
		ちりはらい	5. 帯電モップによる除塵作業	1回/日
			6. 壁面塵払い	1回/日
3	トイレ	はき、拭き掃除	1. 自在ホーキによる掃き掃除	1回/日
			2. 清水モップによる水ぶき	1回/日
		衛生器具の清掃	3. 便器・手洗い・鏡・金属部分の適正洗剤等による 汚れ除去	1回/日
		塵埃処理	4. 塵埃を処理する	1回/日
		衛生消耗品補給	5. トイレットペーパー、水石けんを補給。 (購入は 旭川運輸支局にて)	1回/日
		紙くず等処理	6. 紙くず入れ等の内容物を処理する。	1回/日
		洗面台等の清掃	7. 洗面台、ジェットタオルを清掃し、鏡を拭く。	1回/日
		手すり拭き	8. 金属部分の汚れを除き、磨き上げる。	1回/日
		汚物処理	9. 汚物を処理する。	1回/日
4	給湯室	はき、拭き掃除	1. 自在ホーキによる掃き掃除	1回/日
			2. 真空掃除機による吸塵作業	1回/日
			3. 適正洗剤等を使用しての床面の汚れ除去	1回/日
		紙くず等処理	4. 紙くず入れ等の内容物を処理する。	1回/日
		茶がら等処理	5. 三角コーナー内の茶殻等を処理する。	1回/日
		流し台等の清掃	6. 流し台とその周辺を清掃する。	1回/日
5	支局長室	はき、拭き掃除	1. 掃除機等を用いて、床の土・砂・ほこりを取り除く。床の汚れの激しい時は、水拭きまたは中性洗剤を用いて拭き取ること。	1回/週
		紙くず等処理	2. 紙くず入れ等の内容物を処理する。	1回/日
		ちりはらい	3. 帯電モップによる除塵作業	1回/日
			4. 壁面塵払い	1回/日
		その他	5. 応接セットのから拭きをする。	1 回/週
6	事務室	はき、拭き掃除	1. 自在ホーキによる掃き掃除	1回/日
	会議室		2. 真空掃除機による吸塵作業	1回/日
	聴聞室		3. 適正洗剤等を使用しての床面の汚れ除去	1回/日
	休養室	紙くず等処理	4. 紙くず入れ等の内容物を処理する。	1回/日
		ちりはらい	5. 帯電モップによる除塵作業	1回/日
			6. 壁面塵払い	1回/日

日常清掃業務作業報告書

対象施設:北海道運輸局旭川運輸支局及び北海道検査部旭川事務所

作業年月日: 年 月 日()曜日、 作業時間 : ~ :

作業員氏名:

	作業箇所	作業内容		作業要領	作業回数	実施
1	玄関ホール	はき、拭き掃除	1.	自在ホーキによる掃き掃除	1回/日	
	玄関ポーチ		2.	真空掃除機による吸塵作業	1回/日	
	待合室		3.	適正洗剤等を使用しての床面の汚れ除去	1回/日	
			4.	清水モップによる水ぶき	1回/日	
		金属磨き	5.	金属部分は適正洗剤等を使用しての艶出し磨き	1回/日	
		紙くず等処理	6.	紙くず入れ等の内容物を処理する。	1回/日	
		出入口等の清掃	7.	ガラス戸は適正洗剤等で汚れを除去し乾布仕上	1回/日	
		マット清掃	8.	床マットの土・ほこりを取り除く。	1回/日	
		ちりはらい	9.	窓枠のちりはらいをする。	1回/日	
2	階段	はき、拭き掃除	1.	自在ホーキによる掃き掃除	1回/日	
	廊下		2.	真空掃除機による吸塵作業	1回/日	
			3.	適正洗剤等を使用しての床面の汚れ除去	1回/日	
			4.	階段手摺のふき上げ	1回/日	
		ちりはらい	5.	帯電モップによる除塵作業	1回/日	
			6.	壁面塵払い	1回/日	
3	トイレ	はき、拭き掃除	1.	自在ホーキによる掃き掃除	1回/日	
			2.	清水モップによる水ぶき	1回/日	
		衛生器具の清掃	3.	便器・手洗い・鏡・金属部分の適正洗剤等による汚 れ除去	1回/日	
		塵埃処理	4.	塵埃を処理する	1回/日	
		衛生消耗品補給	5.	トイレットペーパー、水石けんを補給。 (購入は旭 川運輸支局にて)	1回/日	
		紙くず等処理	6.	紙くず入れ等の内容物を処理する。	1回/日	
		洗面台等の清掃	7.	洗面台、ジェットタオルを清掃し、鏡を拭く。	1回/日	
		手すり拭き	8.	金属部分の汚れを除き、磨き上げる。	1回/日	
		汚物処理		汚物を処理する。	1回/日	
4	給湯室	はき、拭き掃除	1.	自在ホーキによる掃き掃除	1回/日	
			2.	真空掃除機による吸塵作業	1回/日	
			3.	適正洗剤等を使用しての床面の汚れ除去	1回/日	
		紙くず等処理	4.	紙くず入れ等の内容物を処理する。	1回/日	
		茶がら等処理	5.	三角コーナー内の茶殻等を処理する。	1回/日	
		流し台等の清掃	6.	流し台とその周辺を清掃する。	1回/日	
5	支局長室	はき、拭き掃除	1.	掃除機等を用いて、床の土・砂・ほこりを取り除 く。床の汚れの激しい時は、水拭きまたは中性洗剤 を用いて拭き取ること。	1回/週	
		紙くず等処理	2.	紙くず入れ等の内容物を処理する。	1回/日	
		ちりはらい	3.	帯電モップによる除塵作業	1回/日	
			4.	壁面塵払い	1回/日	
		その他	5.	応接セットのから拭きをする。	1回/週	
6	事務室	はき、拭き掃除	1.	自在ホーキによる掃き掃除	1回/日	
	会議室		2.	真空掃除機による吸塵作業	1回/日	
	聴聞室		3.	適正洗剤等を使用しての床面の汚れ除去	1回/日	
	休養室	紙くず等処理	4.	紙くず入れ等の内容物を処理する。	1回/日	
		ちりはらい	5.	帯電モップによる除塵作業	1回/日	
				壁面塵払い	1回/日	
Ь		L	<u> </u>	※行った作業の「宝施		

※行った作業の「実施」欄にレ点をつけること。

【特記事項】※特記事項がなければ、「なし」と記入。

旭川運輸支局清掃面積

《弾性床材》

() T T	1-1 //					
1階	風除室	10.5 m ²	2階		待合室	19.2 m ²
	便所(多目的)	16.5 m ²			事務室	44.8 m ²
	便所(外来)	33.4m²			便所	12.0 m ²
	廊下	56.0m ²			廊下	58.3 m ²
	階段	15.0m ²			会議室	47.0m ²
	事務室	161.8m²			給湯室	7.5 m [*]
	便所(職員)	13.6m [‡]				
	給湯室	6.0 m ²				
	階段(職員)	9.0 m ²				
				合	計	510.6m²
《カーペッ	ット》					
1階	待合室	64.m ²	2階		聴聞室	16.9 m ²
					支局長室	34.8 m ²
					休養室	49.8m²
				^	=1	
				合	計	165.5 m ²

清掃面積は、机・ロッカー等が置かれている部分を2割と考え、面積から2割引いた数値を 積算根拠とする。

《弾性床材》

 $510.6 \,\text{m}^2 * 80\% = 408.48 \,\text{m}^2$

《カーペット》

 $165.5 \,\text{m}^2 * 80\% = 132.40 \,\text{m}^2$

1. 履行場所

北海道運輸局室蘭運輸支局及び北海道検査部室蘭事務所 室蘭市日の出町3丁目4番9号

2. 契約期間

令和7年4月1日~令和8年3月31日

3. 業務仕様

請負人は業務遂行のため、常に適正な人員を配置し、次の業務を完全に実施するものとする。

(1) 清掃の場所及び清掃方法

清掃の場所及び清掃方法は別紙1のとおりとする。

(2) 清掃回数

特別な場合を除き、土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始の休日を除く毎日とする。

(3) 清掃除外箇所

以下のとおりとする。

1階・・・・ 書庫

2階・・・・ 倉庫、書庫

(4) 作業報告

日常清掃作業終了後、別紙2を記入し監督職員に提出すること。

4. 作業時間

- (1) 原則として午前6時30分から午前9時30分までとする。 ただし、待合室、来客用便所、事務室は午前8時30分までに作業すること。
- (2) 作業は、効率的、かつ迅速に行い、粗雑にならないようにするものとする。
- 5. 経費負担

請負者は、清掃業務に必要な次の経費を負担するものとする。

- (1) 清掃業務に必要な機械器具類及び消耗品に要する経費。
- (2) その他清掃業務に附帯する経費。
- 6. 利用可能物件等

この契約において、請負者に無償で利用させる施設及び利用物件等は以下のとおりとする。

- (1) 水道施設 一式
- (2) 電気施設 一式
- (3) 給湯施設 一式
- (4) トイレットペーパーおよび石鹸水は発注者から手交する。
- 7. 電気等の節約

電気、水道または温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

8. その他

- (1)受注者は作業従事者の使用者として、労働関係法令を遵守し、作業従事者に対して適切な指揮監督等を行うこと。
- (2) 受注者及び作業従事者は業務に関して知り得た情報は絶対に漏らさないこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定める。

日常清掃業務作業内容書

作業箇所	作業内容		作業要領	作業回数
1 玄関 (玄関・待合ホー ル・玄関外)	はき、拭き掃除	1.	等及び化学処理モップ並びに掃除機を用いて、床の土・砂・ほこりを取り除く。床の汚れの激しい時は、水拭きまたは中性洗剤を用いて拭き取ること。	1/日
	紙くず等処理	2.	紙くず入れ等の内容物を処理し、庁舎外	1/日
			ダストボックスに運ぶ。	
	出入口等の清掃	3.	出入口の戸、ガラスを拭く。	1/日
			金属部分の汚れを除き、磨き上げる。	1/日
	マット清掃	5.	床マットの土・ほこりを取り除く。	1/週
	ちりはらい	6.	窓枠のちりはらいをする。	1/週
2 各階廊下	はき、拭き掃除	1.	玄関と同様	1/目
	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/目
	ちりはらい	3.	玄関と同様	1/週
			玄関と同様	1/週
3 各階トイレ	はき、拭き掃除	1.	床をはき、水拭きをする。床の汚れの激しいところは、中性洗剤を用いて拭き取ること。戸、間仕切りも拭く。	1/日
	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/日
	衛生器具の清掃	3.	衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。	随時
	洗面台等の清掃	4.	洗面台を清掃し、鏡を拭く。	1/週
	金 属 磨 き	5.	玄関と同様	1/週
	汚物 処理	6.	汚物を処理する	1/週
	衛生消耗品補給	7.	トイレットペーパー、水石けんを補給。	随時
4 各階給湯室	はき、拭き掃除	1.	各階トイレと同様	1/日
	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/日
	茶がら処理	3.	茶殼を処理し、容器を洗う。	1/日
	流し台等の清掃	4.	流し台とその周辺を清掃する。	1/日
	金属磨き	5.	玄関と同様	1/週
5 事務室及び	はき、拭き掃除	1.	玄関と同様	1/日
会議室、支局長室	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/日
男子/女子休養室	ちりはらい	3.	玄関と同様	1/週
(タイル張り)	金 属 磨 き	4.	玄関と同様	1/週
(絨毯敷き)	その他	5.	支局長室の応接セットのから拭きをする。	1/目
6 車庫	分別ゴミ処理	1.	分別ゴミを庁舎外ダストボックスへ運ぶ。	1/週

日常清掃業務作業報告書

対象施設:北海道運輸局室蘭運輸支局及び北海道検査部室蘭事務所

作業年月日: 年 月 日()曜日、 作業時間 : ~ :

作業員氏名:

作業箇所	作業内容		作業要領	作業回数	実施
1 玄関 (玄関・待合ホー ル・玄関外)	はき、拭き掃除	1.	箒及び化学処理モップ並びに掃除機を用いて、床の土・砂・ほこりを取り除く。床の汚れの激しい時は、水拭きまたは中性洗剤を用いて拭き取ること。	1/目	
	紙くず等処理	2.	紙くず入れ等の内容物を処理し、庁舎外	1/日	
			ダストボックスに運ぶ。		
	出入口等の清掃	3.	出入口の戸、ガラスを拭く。	1/日	
	金 属 磨 き	4.	金属部分の汚れを除き、磨き上げる。	1/日	
	マット清掃	5.	床マットの土・ほこりを取り除く。	1/週	
	ちりはらい	6.	窓枠のちりはらいをする。	1/週	
2 各階廊下	はき、拭き掃除	1.	玄関と同様	1/目	
	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/目	
	ちりはらい	3.	玄関と同様	1/週	
			玄関と同様	1/週	
3 各階トイレ	はき、拭き掃除	1.	床をはき、水拭きをする。床の汚れの激しいところは、中性洗剤を用いて拭き取ること。戸、間仕切りも拭く。	1/日	
	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/目	
	衛生器具の清掃	3.	衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。	随時	
	洗面台等の清掃	4.	洗面台を清掃し、鏡を拭く。	1/週	
	金 属 磨 き	5.	玄関と同様	1/週	
	汚物 処理	6.	汚物を処理する	1/週	
	衛生消耗品補給	7.	トイレットペーパー、水石けんを補給。	随時	
4 各階給湯室	はき、拭き掃除	1.	各階トイレと同様	1/日	
	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/日	
	茶がら処理	3.	茶殼を処理し、容器を洗う。	1/日	
	流し台等の清掃	4.	流し台とその周辺を清掃する。	1/日	
		_	玄関と同様	1/週	
5 事務室及び	はき、拭き掃除	1.	玄関と同様	1/日	
会議室、支局長室				1/目	
男子/女子休養室	ちりはらい	3.	玄関と同様	1/週	
(タイル張り)			玄関と同様	1/週	
(絨毯敷き)	その他	5.	支局長室の応接セットのから拭きをする。	1/目	
6 車庫	分別ゴミ処理	1.	分別ゴミを庁舎外ダストボックスへ運ぶ。	1/週	- 1.1-7 - 1

※行った作業の「実施」欄にレ点をつけること。

ĺ	【特記事項】	※特記事項がなければ、	「なし」と記入。	
l				

室蘭運輸支局清掃面積

《弾性床材》

《弹性床》						
1階	風除室 便所(外来)廊下含む 廊下合室 事務室(独法) 便所室 職員) 給器段(電室 能段(官室 階段	12.7m 17.3m 55.4m 43.5m 155.2m 27.1m 13.1m 4.2m 9.0m 10.8m 4.1m	2階		聴聞室 便所及び給湯室 廊下 会議室 更衣室 階段	11.2㎡ 7.7㎡ 14.5㎡ 44.9㎡ 5.9㎡ 4.1㎡
				合	計	440.7m²
《カーペッ 1階	ト》 支局長室	15.12 m ²				

男子休養室 女子休養室 2階 21.24m² 14.91m²

> 合 計 51.27m²

清掃面積は、机・ロッカー等が置かれている部分を2割と考え、面積から2割引いた数値を 積算根拠とする。

《弾性床材》

440.7m * $80\% = 352.56 \text{ m}^2$

《カーペット》

51.27m * 80% = 41.02m²

1. 履行場所

北海道運輸局釧路運輸支局及び北海道検査部釧路事務所 釧路市鳥取大通6丁目2番13号

2. 契約期間

令和7年4月1日~令和8年3月31日

3. 業務仕様

請負人は業務遂行のため、常に適正な人員を配置し、次の業務を完全に実施するものとする。

(1) 清掃の場所及び清掃方法 清掃の場所及び清掃方法は別紙1のとおりとする。

(2) 清掃日

(4月~11月)

①1階

毎週月曜日とする。ただし、休日となる場合は翌日に実施する。

- ②1階待合室、来客用トイレ、階段、2階 毎週木曜日とする。ただし、休日となる場合は翌日に実施する。
- ③車検場トイレ 毎週木曜日とする。ただし、休日となる場合は翌日に実施する。
- (12月~~3月)
 - ①1階

毎週月・水曜日とする。ただし、休日となる場合は翌日に実施する。

- ②1階待合室、来客用トイレ、階段、2階 毎週火・木曜日とする。ただし、休日となる場合は翌日に実施する。
- 毎週木曜日とする。ただし、休日となる場合は翌日に実施する。
- ※ 祝祭日及び年末年始は休日とする。
- (3) 清掃除外簡所

以下のとおりとする。

③車検場トイレ

1階・・・・ 機械室、書庫、倉庫

2階・・・・ 書庫、男子休憩室、女子休憩室、男子更衣室

(4) 作業報告

日常清掃作業終了後、別紙2を記入し監督職員に提出すること。

4. 作業時間

- (1) 原則として午前7時30分から午前11時00分までとする。来客待合室、来客用トイレ、支局長、次長室については8:00までとする。
- (2) 作業は、効率的、かつ迅速に行い、粗雑にならないようにするものとする。

5. 経費負担

請負者は、清掃業務に必要な次の経費を負担するものとする。

- (1) 清掃業務に必要な機械器具類及び消耗品に要する経費。
- (2) その他清掃業務に附帯する経費。

6. 利用可能物件等

この契約において、請負者に無償で利用させる施設及び利用物件等は以下のとおりとする。

- (1) 水道施設 一式
- (2) 電気施設 一式
- (3) 給湯施設 一式
- (4) トイレットペーパーおよび石鹸水は発注者から手交する。

7. 電気等の節約

電気、水道または温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

8. その他

- (1) 受注者は作業従事者の使用者として、労働関係法令を遵守し、作業従事者に対して適切な指揮監督等を行うこと。
- (2) 受注者及び作業従事者は業務に関して知り得た情報は絶対に漏らさないこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定める。

日常清掃業務作業内容書

I La NIII foto p			Ha alle Tre fore		回数
作業箇所	作業内容		作業要領	4-11月	12-3月
1 玄関 待合いホール	はき、拭き掃除	1.	等及び化学処理モップ並びに掃除機を用いて、床の土・砂・ほこりを取り除く。床の汚れの激しい時は、水拭きまたは中性洗剤を用いて	2/週	4/週
	紙くず等処理	2.	紙くず入れ等の内容物を処理する。	2/週	4/週
	出入口等の清掃	3.	出入口の戸、ガラスを拭く。	2/週	4/週
	金属磨き	4.	金属部分の汚れを除き、磨き上げる。	2/週	4/週
	マット清掃	5.	床マットの土・ほこりを取り除く。	2/週	4/週
	ちりはらい	6.	窓枠のちりはらいをする。	2/週	4/週
2 各階廊下、階段	はき、拭き掃除	1.	玄関と同様	1/週	2/週
	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/週	2/週
	ちりはらい	3.	玄関と同様	1/週	2/週
	金属磨き		玄関と同様	1/週	2/週
3 来客用トイレ	はき、拭き掃除	1.	床をはき、水拭きをする。床の汚れの激しいと ころは、中性洗剤を用いて拭き取ること。戸、間 仕切りも拭く。	2/週	4/週
	紙くず等処理	2.	玄関と同様	2/週	4/週
	衛生器具の清掃	3.	衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。	随 時	随時
	洗面台等の清掃	4.	洗面台を清掃し、鏡を拭く。	2/週	4/週
	金属磨き	5.	玄関と同様	2/週	4/週
	汚物 処理	6.	汚物を処理する	随 時	随時
	衛生消耗品補給	7.	トイレットペーパー、シートペーパー、水石け ん、消臭剤を補給。	随時	随時
4 各階職員トイレ 車検場トイレ/週1回	はき、拭き掃除	1.	床をはき、水拭きをする。床の汚れの激しいと ころは、中性洗剤を用いて拭き取ること。戸、間 仕切りも拭く。	1/週	2/週
	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/週	2/週
	衛生器具の清掃	3.	衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。	随 時	随時
	洗面台等の清掃	4.	洗面台を清掃し、鏡を拭く。	1/週	2/週
	金 属 磨 き	5.	玄関と同様	1/週	2/週
	汚物 処理	6.	汚物を処理する	随 時	随 時
	衛生消耗品補給	1.	トイレットペーパー、シートペーパー、水石け ん、消臭剤を補給。	随時	随時
5 各階給湯室	はき、拭き掃除	1.	各階トイレと同様	1/週	2/週
	紙くず等処理		玄関と同様	1/週	2/週
	茶がら処理		茶がら等を処理し、容器を洗う。	随 時	随 時
			流し台とその周辺を清掃する。	随時	随 時
	金属磨き		玄関と同様	1/週	1/週
6 事務室、小会議室(1階)			玄関と同様	1/週	2/週
会議室、ミーティング室(2階			玄関と同様	1/週	2/週
支局長、次長室	ちりはらい		玄関と同様	1/週	2/週
	金属磨き		玄関と同様	1/週	2/週
(タイル張り、絨毯敷き)	その他		支局長、次長室ソファーのから拭きをする。	1/週	1/週
7 共通	ゴミ分別	2.	1~5で収集した紙くず等を分別する。 紙、生ゴミ類、不燃ゴミ類を集積所へ搬出す	1/週 1/週	2/週 2/週
		3.	燃えるゴミ、ペットボトル、缶、ビン、金属、発泡 スチロールが溜っていたら外のダストボックス へ搬出する。	適宜	適宜

日常清掃業務作業報告書

対象施設:北海道運輸局釧路運輸支局及び北海道検査部釧路事務所

作業年月日: 年 月 日()曜日、作業時間: ~:

作業員氏名:

作業箇所	作業内容		作業要領		回数	実施
11 / 12///	11 /21 1/4		[[宋文[[6]	4-11月	12-3月	
1 玄関 待合いホール	はき、拭き掃除	1.	等及び化学処理モップ並びに掃除機を用いて、床の土・砂・ほこりを取り除く。床の汚れの激しい時は、水拭きまたは中性洗剤を用いて	2/週	4/週	
	紙くず等処理	2.	紙くず入れ等の内容物を処理する。	2/週	4/週	
	出入口等の清掃	3.	出入口の戸、ガラスを拭く。	2/週	4/週	
	金 属 磨 き	4.	金属部分の汚れを除き、磨き上げる。	2/週	4/週	
	マット清掃	5.	床マットの土・ほこりを取り除く。	2/週	4/週	
	ちりはらい	6.	窓枠のちりはらいをする。	2/週	4/週	
2 各階廊下、階段	はき、拭き掃除	1.	玄関と同様	1/週	2/週	
	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/週	2/週	
	ちりはらい	3.	玄関と同様	1/週	2/週	
	金属磨き	4.	玄関と同様	1/週	2/週	
3 来客用トイレ	はき、拭き掃除		床をはき、水拭きをする。床の汚れの激しいと ころは、中性洗剤を用いて拭き取ること。戸、間 仕切りも拭く。	2/週	4/週	
	紙くず等処理			2/週	4/週	
	衛生器具の清掃	3.	衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。	随時	随時	
	洗面台等の清掃	4.	洗面台を清掃し、鏡を拭く。	2/週	4/週	
	金 属 磨 き	5.	玄関と同様	2/週	4/週	
	汚物 処理	6.	汚物を処理する	随時	随時	
			トイレットペーパー、シートペーパー、水石けん、消臭剤を補給。	随時	随時	
4 各階職員トイレ 車検場トイレ/週1回	はき、拭き掃除	1.	床をはき、水拭きをする。床の汚れの激しいと ころは、中性洗剤を用いて拭き取ること。戸、間 仕切りも拭く。	1/週	2/週	
	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/週	2/週	
	衛生器具の清掃	3.	衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。	随時	随時	
	洗面台等の清掃	4.	洗面台を清掃し、鏡を拭く。	1/週	2/週	
	金 属 磨 き	5.	玄関と同様	1/週	2/週	
	汚物 処理	6.	汚物を処理する	随時	随 時	
	衛生消耗品補給	7.	トイレットペーパー、シートペーパー、水石けん、消臭剤を補給。	随時	随時	
5 各階給湯室	はき、拭き掃除	1.	各階トイレと同様	1/週	2/週	
	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/週	2/週	
	茶がら処理	3.	茶がら等を処理し、容器を洗う。	随時	随時	
	流し台等の清掃	4.	流し台とその周辺を清掃する。	随時	随時	
	金属磨き	5.	玄関と同様	1/週	1/週	
6 事務室、小会議室(1階)	はき、拭き掃除	1.	玄関と同様	1/週	2/週	
会議室、ミーティング室(2階	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/週	2/週	
支局長、次長室	ちりはらい	3.	玄関と同様	1/週	2/週	
	金属磨き		玄関と同様	1/週	2/週	
(タイル張り、絨毯敷き)	その他		支局長、次長室ソファーのから拭きをする。	1/週	1/週	
7 共通	ゴミ分別		1~5で収集した紙くず等を分別する。	1/週	2/週	
			紙、生ゴミ類、不燃ゴミ類を集積所へ搬出す燃えるゴミ、ペットボトル、缶、ビン、金属、発泡	1/週	2/週	
			スチロールが溜っていたら外のダストボックス へ搬出する。	適宜	適宜	

※行った作業の「実施」欄にレ点をつけること。

ſ	【特記事項】※特記事項がなければ、「なし」と記入。

釧路運輸支局清掃面積

カーペット部分清掃面積	534.55 m ²
弾性床材部分清掃面積	439.84 m ²

【積算内訳】

<カーペット>

2階

〇支局長室	面積	5.85	m	×	4.73	m	=	27.67	m ^²
〇次長室	面積	5.60	m	×	4.73	m	=	26.49	m
○事務室	面積								
		10.83	m	×	17.60	m	=	190.61	m²
		3.55	m	×	3.98	m	=	14.13	m²
	合計面積							258.90	m [*]
OS. = (NRII. 1/4 0 0									

Oミーティングルーム1&2

面積	3.98 m	×	5.85 m	=	23.28 m ²
----	--------	---	--------	---	----------------------

1階

○事務室 面積

	29.25 m	×	5.85 m =	171.11 m i
	11.70 m	×	4.58 m =	53.59 m ²
合計面積				224.70 m ²

〇小会議室	面積	5.85 m	×	4.73 m =	27.67 m ²

カーペット総清掃面積 534.55 m ²

【弹性床材】

2	ß	뱜
_	۳	_

○ホール・階段

〇職員用トイレ・給湯室

〇廊下

○裏階段・ホール

1階

〇待合ホール・聴聞室・多目的トイレ

山傾	17.55 m	×	5.85 m =	102.68 M
	4.58 m	×	5.85 m =	26.79 m ²
合計面積				129.47 m ²

○来客用トイレ・裏階段下・ホール・廊下

〇職員用玄関・職員用トイレ・給湯室

1. 履行場所

北海道運輸局帯広運輸支局および北海道検査部帯広事務所 帯広市西19条北1丁目8番4号

2. 契約期間

令和7年4月1日~令和8年3月31日

3. 業務仕様

請負人は業務遂行のため、常に適正な人員を配置し、次の業務を完全に実施するものとする。

(1) 清掃の場所及び清掃方法

清掃の場所及び清掃方法は別紙1のとおりとする。

(2) 清掃回数

特別な場合を除き、土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始の休日を除く毎日とする。

(3) 清掃除外箇所

以下のとおりとする。

1階・・・・ 機械室、倉庫

2階・・・・ 男子休憩室、女子休憩室、倉庫

(4) 作業報告

日常清掃作業終了後、別紙2を記入し監督職員に提出すること。

4. 作業時間

- (1) 原則として午前7時00分から午前8時30分までとする。
- (2) 作業は、効率的、かつ迅速に行い、粗雑にならないようにするものとする。

5. 経費負担

請負者は、清掃業務に必要な次の経費を負担するものとする。

- (1) 清掃業務に必要な機械器具類及び消耗品に要する経費。
- (2) その他清掃業務に附帯する経費。
- 6. 利用可能物件等

この契約において、請負者に無償で利用させる施設及び利用物件等は以下のとおりとする。

- (1) 水道施設 一式
- (2) 電気施設 一式
- (3) 給湯施設 一式
- (4) トイレットペーパー、ペーパータオルおよび石鹸水は発注者から手交する。

7. 電気等の節約

電気、水道または温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

8. その他

- (1) 受注者は作業従事者の使用者として、労働関係法令を遵守し、作業従事者に対して適切な指揮監督等を行うこと。
- (2) 受注者及び作業従事者は業務に関して知り得た情報は絶対に漏らさないこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定める。

带広運輸支局日常清掃業務作業内容書

	作業箇所	作業内容		作業要領	作業回数
	玄関 玄関・待合ホー)	はき、拭き掃除		等及び化学処理モップ並びに掃除機を用いて、床の土・砂・ほこりを取り除く。床の汚れの激しい時は、水拭きまたは中性洗剤を用いて拭き取ること。	1/日
		紙くず等処理	2.	紙くず入れ等の内容物を処理する。ゴミを 分別する。	1/日
		出入口等の清掃	3.	出入口の戸、ガラスを拭く。	1/目
		金 属 磨 き	4.	金属部分の汚れを除き、磨き上げる。	1/目
		マット清掃	5.	床マットの土・ほこりを取り除く。	1/週
		ちりはらい	6.	窓枠のちりはらいをする。	1/週
2	各階廊下	はき、拭き掃除	1.	玄関と同様	1/目
		紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/目
		ちりはらい	3.	玄関と同様	1/週
		金属磨き		玄関と同様	1/週
3	各階トイレ	はき、拭き掃除		床をはき、水拭きをする。床の汚れの激しいところは、中性洗剤を用いて拭き取ること。戸、間仕切りも拭く。	1/日
		紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/目
		衛生器具の清掃	3.	衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。	随時
		洗面台等の清掃	4.	洗面台を清掃し、鏡を拭く。	1/週
		金 属 磨 き	5.	玄関と同様	1/週
		汚物 処理	6.	汚物を処理する	1/週
		衛生消耗品補給	7.	トイレットペーパー、ペーパータオル、水石けんを補給。	随時
4	各階給湯室	はき、拭き掃除	1.	各階トイレと同様	1/目
		紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/目
		茶がら処理	3.	茶殼を処理し、容器を洗う。	1/目
		流し台等の清掃	4.	流し台とその周辺を清掃する。	1/目
		金 属 磨 き	5.	玄関と同様	1/週
5	事務室及び	はき、拭き掃除			1/目
	会議室、支局長室				1/目
	(タイル張り)	ちりはらい			1/週
	(絨毯敷き)	金属磨き	4.	玄関と同様	1/週

日常清掃業務作業報告書

対象施設:北海道運輸局帯広運輸支局及び北海道検査部帯広事務所

作業年月日: 年 月 日()曜日、 作業時間 : ~ :

作業員氏名:

//c 光/左言C	ル 楽市泰		/ 大类而/宮	<i>比</i> 类同类	中 状
作業箇所	作業内容		作業要領	作業回数	実施
1 玄関 (玄関・待合ホー ル)	はき、拭き掃除		等及び化学処理モップ並びに掃除機を用いて、床の土・砂・ほこりを取り除く。床の汚れの激しい時は、水拭きまたは中性洗剤を用いて拭き取ること。	1/日	
	紙くず等処理	2.	紙くず入れ等の内容物を処理する。ゴミを 分別する。	1/日	
	出入口等の清掃	3.	出入口の戸、ガラスを拭く。	1/日	
	金 属 磨 き	4.	金属部分の汚れを除き、磨き上げる。	1/日	
	マット清掃	5.	床マットの土・ほこりを取り除く。	1/週	
	ちりはらい	6.	窓枠のちりはらいをする。	1/週	
2 各階廊下	はき、拭き掃除	1.	玄関と同様	1/目	
	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/目	
	ちりはらい	3.	玄関と同様	1/週	
	金 属 磨 き		玄関と同様	1/週	
3 各階トイレ	はき、拭き掃除		床をはき、水拭きをする。床の汚れの激しいところは、中性洗剤を用いて拭き取ること。戸、間仕切りも拭く。	1/日	
	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/目	
	衛生器具の清掃	3.	衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。	随時	
	洗面台等の清掃	4.	洗面台を清掃し、鏡を拭く。	1/週	
	金 属 磨 き	5.	玄関と同様	1/週	
	汚物 処理	6.	汚物を処理する	1/週	
	衛生消耗品補給	7.	トイレットペーパー、ペーパータオル、水 石けんを補給。	随時	
4 各階給湯室	はき、拭き掃除	1.	各階トイレと同様	1/目	
	紙くず等処理	2.	玄関と同様	1/目	
	茶がら処理	3.	茶殻を処理し、容器を洗う。	1/目	
		4.	流し台とその周辺を清掃する。	1/目	
	金 属 磨 き	5.	玄関と同様	1/週	
5 事務室及び	はき、拭き掃除			1/日	
会議室、支局長室				1/日	
(タイル張り)	ちりはらい			1/週	
(絨毯敷き)	金属磨き	4.	玄関と同様	1/週	

※行った作業の「実施」欄にレ点をつけること。

【特記事項】※特記事項がなければ、	「なし」と記入。

带広運輸支局清掃面積

//	ーペッ		١٠ ١	ы	//
《 /J	—/ \''	Γ.	ル	10.	• //

1階	事務室	202.68m²	2階	会議室		49.20m ²
	湯沸室	2.90 m ²		廊下		19.09m²
	廊下	30.87 m ²		湯沸室(湯	湯津室前廊下含む)	8.55 m ²
	階段	9.50 m ²		トイレ		6.05 m ²
	待合室	69.25 m ²				
	風除室	9.82 m ²		机		−49.92m ²
	来客用トイレ(トイレ入口含む)	36.92m ^² ((男女合計)	ロッカー		−13.32m ²
	バリアフリートイレ	11.00 m ²		モベール		−2.03m ²
	男性職員用トイレ	9.53 m ²				
	女性職員用トイレ	4.40 m²				
				合	計	404.485m²
《カーペッ	F 》					

1階

26.72m² 支局長室 会議室 21.62m² モベール −1.93**m**²

> 슴 計 46.41 m²

1. 履行場所

北海道運輸局北見運輸支局及び北海道検査部北見事務所 北見市東三輪3丁目23番地2

2. 契約期間

令和7年4月1日~令和8年3月31日

3. 業務仕様

請負人は業務遂行のため、常に適正な人員を配置し、次の業務を完全に実施するものとする。

(1) 清掃の場所及び清掃方法

清掃の場所及び清掃方法は別紙1のとおりとする。

(2) 清掃回数

特別な場合を除き、土曜日・日曜日・祝祭日及び年末年始の休日を除く毎日とする。

(3) 清掃除外筒所

以下のとおりとする。

1階・・・・ ボイラー室、車庫、職員玄関

2階・・・・ 男子休憩室、女子休憩室、書庫、物品庫

(4) 作業報告

日常清掃作業終了後、別紙2を記入し監督職員に提出すること。

- 4. 作業時間
 - (1) 原則として午前6時00分から午前8時00分までとする。
 - (2) 作業は、効率的、かつ迅速に行い、粗雑にならないようにするものとする。
- 5. 経費負担

請負者は、清掃業務に必要な次の経費を負担するものとする。

- (1) 清掃業務に必要な機械器具類及び消耗品に要する経費。
- (2) その他清掃業務に附帯する経費。
- 6. 利用可能物件等

この契約において、請負者に無償で利用させる施設及び利用物件等は以下のとおりとする。

- (1) 水道施設 一式
- (2) 電気施設 一式
- (3) 給湯施設 一式
- (4) トイレットペーパーおよび石鹸水は発注者から手交する。
- 7. 電気等の節約

電気、水道または温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

- 8. その他
 - (1) 受注者は作業従事者の使用者として、労働関係法令を遵守し、作業従事者に対して適切な指揮監督等を行うこと。
 - (2) 受注者及び作業従事者は業務に関して知り得た情報は絶対に漏らさないこと。
 - (3) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定める。

日常清掃業務作業内容書

	作業箇所	作業内容	作業要領	作業回数
	1 玄関 ~ 待合室	はき、拭き掃除	(1) 箒及び化学処理モップを用いて、床の土・砂・ほこり・煙草の吸い殻を取り除く。床の汚れの激しい時は、水拭	1/目
	「 <u>玄関</u>		きまたは中性洗剤を用いて拭き取ること。	
	風除室	ゴミ箱処理	(2)ゴミ箱の内容物を処理する。ゴミを 分別する。	1/目
共	└ 待合室 ┘	出入口等の清掃 マット 清 掃	(3)出入口の戸、ガラスを拭く。 (4)床マットの土・ほこりを取り除く。	1 / 週 1 / 週
	2 各階廊下	はき、拭き掃除	(1) 箒及び化学処理モップを用いて、床 の土・砂・ほこりを取り除く。床の汚	1/目
用	一 廊下 一		れの激しい時は、水拭きまたは中性洗剤を用いて拭き取ること。	,
l in	┗ 階段 ┛	ゴ ミ 箱 処 理手 す り 拭 き	(2)玄関と同様 (3)手すりを拭き掃除する。	1/日 1/週
部	3 各階便所	はき、拭き掃除	(1)床をはき、水拭きをする。床の汚れ の激しいところは、中性洗剤を用いて 拭き取ること。	1/日
分		ゴミ箱 処 理 衛生器具の清掃	(2) 玄関と同様 (3) 衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。	1/日 随 時
		洗面台等の清掃 汚物処理 衛生消耗品補給	(4)洗面台を清掃し、鏡を拭く。(5)汚物を処理する。(6)トイレットペーパー、水石けんを補給。 (購入は北見運輸支局にて)	1/日 随 時 随 時
	3 各階給湯室	はき、拭き掃除ゴミ箱処理	(1)床をはき、水拭きをする。床の汚れ (2)玄関と同様	1/日
	1 各事務室	はき、拭き掃除	(1) 箒及び電気掃除機用いて、床の土・砂・ほこりを取り除く。床の汚れの激	2/週
専用	事務室一会議室		しい時は、水拭きまたは中性洗剤を用 いて拭き取ること。	
部分	2 支局長室	ゴ ミ 箱 処 理 じゅうたん清掃	(2)玄関と同様 (1)電気掃除機を用いて、じゅうたんの	1/日 2/週
			ほこりを取り除く。 (2) 玄関と同様	1/日

日常清掃業務作業報告書

対象施設:北海道運輸局北見運輸支局及び北海道検査部北見事務所

作業年月日: 年 月 日()曜日、 作業時間 : ~ :

作業員氏名:

	作業箇所	作業内容	作業要領	作業回数	実施
	1 玄関 ~ 待合室 「 玄関 ¬	はき、拭き掃除	(1) 箒及び化学処理モップを用いて、床の土・砂・ほこり・煙草の吸い殻を取り除く。床の汚れの激しい時は、水拭きまたは中性洗剤を用いて拭き取ること。	1/日	
	風除室	ゴミ箱処理	(2)ゴミ箱の内容物を処理する。ゴミを分別する。	1/目	
共	一 待合室 一	出入口等の清掃 マット 清 掃	(3)出入口の戸、ガラスを拭く。 (4)床マットの土・ほこりを取り除く。	1 / 週 1 / 週	
	2 各階廊下	はき、拭き掃除	(1)	1/目	
用	廊下 一	ゴミ箱処理	の傲しい時は、水気さまだは甲性抗剤を 用いて拭き取ること。 (2)玄関と同様	1/日	
	1612	手すり拭き	(3)手すりを拭き掃除する。	1/週	
部	3 各階便所	はき、拭き掃除	(1)床をはき、水拭きをする。床の汚れ の激しいところは、中性洗剤を用いて拭 き取ること。	1/日	
分		ゴ ミ 箱 処 理 衛生器具の清掃	(2)玄関と同様 (3)衛生陶器類を適正洗剤で洗浄する。	1/日 随 時	
		洗面台等の清掃 汚物処理 衛生消耗品補給	(4)洗面台を清掃し、鏡を拭く。(5)汚物を処理する。(6)トイレットペーパー、水石けんを補給。 (購入は北見運輸支局にて)	1/日 随 時 随 時	
	3 各階給湯室	はき、拭き掃除 ゴミ箱 処 理	(1)床をはき、水拭きをする。床の汚れ (2)玄関と同様	1/日 1/日	
	1 各事務室	はき、拭き掃除	砂・ほこりを取り除く。床の汚れの激し	2/週	
専用部	事務室 会議室 その他		い時は、水拭きまたは中性洗剤を用いて 拭き取ること。		
分		ゴミ箱処理	(2) 玄関と同様	1/日	
	2 支局長室	じゅうたん清掃	(1)電気掃除機を用いて、じゅうたんのはこりを取り除く。	2/週	
		ゴミ箱処理	(2)玄関と同様	1/日	

※行った作業の「実施」欄にレ点をつけること。

【特記事項】※特記事項がなければ、	「なし」と記入。

北見運輸支局清掃面積

《弾性床材》

1階	玄関(ポーチ)	21.84m²	2階	会議室	54.56 m ²
	風除室	16.80 m ²		小会議室	16.20m²
	待合室	38.01 m ²	休憩室入口部		2.34m ²
	事務室	130.94m²	更衣室廊下部		3.42m²
	給湯室	1.54 m [†]	給湯室		2.40m ²
	階段	13.25 ㎡	廊下		31.74m ²
	廊下	10.43 m ²	便所		18.16 ㎡
	便所	13.8 m ²			
	多目的便所	5.28 m ²	É	計	380.72 m ²
《カーペッ	ット》				

1階 支局長室 28.64m²

> 슴 計 28.64m²

清掃面積は、机・ロッカー等が置かれている部分を2割と考え、面積から2割引いた数値を 積算根拠とする。

《弾性床材》

 $380.72 \,\text{m}^2 * 80\% = 304.58 \,\text{m}^2$

《カーペット》

 $28.64 \,\mathrm{m}^2 * 80\% = 22.91 \,\mathrm{m}^2$

1. 履行場所

北海道運輸局室蘭運輸支局苫小牧海事事務所 苫小牧市港町1丁目6番15号 苫小牧港湾合同庁舎 2階

2. 契約期間

令和7年4月1日~令和8年3月31日

3. 業務仕様

請負人は業務遂行のため、常に適正な人員を配置し、次の業務を完全に実施するものとする。

(1)清掃の場所及び清掃方法

清掃の場所及び清掃方法は別紙1のとおりとする。

(2) 清掃回数

毎週金曜日とする。ただし、休日となる場合は翌開庁日に振り替えて実施するものとする。

(3) 作業報告

日常清掃作業終了後、別紙2を記入し監督職員に提出すること。

4. 作業時間

- (1) 原則として午前7時30分から午前8時30分までとする。
- (2) 作業は、効率的、かつ迅速に行い、粗雑にならないようにするものとする。

5. 経費負担

請負者は、清掃業務に必要な次の経費を負担するものとする。

- (1)清掃業務に必要な機械器具類及び消耗品に要する経費。
- (2) その他清掃業務に附帯する経費。

6. 利用可能物件等

この契約において、請負者に無償で利用させる施設及び利用物件等は以下のとおりとする。

- (1) 水道施設 一式
- (2) 電気施設 一式
- (3) 給湯施設 一式

7. 電気等の節約

電気、水道または温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

8. その他

- (1) 受注者は作業従事者の使用者として、労働関係法令を遵守し、作業従事者に対して適切な指揮監督等を行うこと。
- (2) 受注者及び作業従事者は業務に関して知り得た情報は絶対に漏らさないこと。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ定める。

日常清掃業務作業内容書

	作業箇所	作業内容	作業要領	作業回数
1	事務室	床はき、拭き掃除	1. 箒及び化学処理モップ並びに掃除機を用	1/週
	所長室		いて、床の土・砂・ほこりを取り除く。	
	(タイル張り)		床の汚れの激しい時は、水拭きまたは中	
	(絨毯敷)		性洗剤を用いて拭き取ること。	
		机拭き掃除	2. 雑巾及び化学処理布を用いて、机のほこ	1/週
			りを取り除く。	
			汚れの激しい時は、中性洗剤を用いて拭	
			き取ること。	
		紙くず等処理	3. 紙くず入れ等の内容物を処理する。	1/週
			ゴミを分別し、ゴミ保管庫に運ぶ。	
		ちりはらい	4. 窓枠のちりはらいをする。	1/週

日常清掃業務作業報告書

计象描铅	北海道運輸局室蘭運輸支局苫小牧海事事務所	
27]	14.1 再旦是刑刑主則是刑人刑口八亿两事事为儿	

作業年月日: 年 月 日()曜日、 作業時間 : ~ :

作業員氏名:

	作業箇所	作業内容	作業要領作業	回数 実施
1	事務室 所長室 (タイル張り) (絨毯敷)	床はき、拭き掃除	1. 箒及び化学処理モップ並びに掃除機を用 1/ いて、床の土・砂・ほこりを取り除く。 床の汚れの激しい時は、水拭きまたは中 性洗剤を用いて拭き取ること。	/週 □ □
		机拭き掃除	2. 雑巾及び化学処理布を用いて、机のほこ 1/ りを取り除く。 汚れの激しい時は、中性洗剤を用いて拭 き取ること。	/週 □ □
		紙くず等処理	3. 紙くず入れ等の内容物を処理する。 1/ ゴミを分別し、ゴミ保管庫に運ぶ。	週
		ちりはらい	4. 窓枠のちりはらいをする。 1/	/週 🗆

※行った作業の「実施」欄にレ点をつけること。

【特記事項】※特記	事項がなければ、「なし	」と記入。	

苫小牧海事事務所清掃面積

《弾性床材》

2階 事務室 32.45㎡

合 計 32.45㎡

《カーペット》

2階 所長室 19.50㎡

聴聞室 7.05㎡

事務室 58.00㎡

合 計 84.55㎡

清掃面積は、机・ロッカー等が置かれている部分を2割と考え、面積から2割引いた数値を 積算根拠とする。

《弾性床材》

 $32.45 \,\text{m}^2 * 80\% = 25.96 \,\text{m}^2$

《カーペット》

 $84.55 \,\text{m}^2 * 80\% = 67.64 \,\text{m}^2$